

海岸防災林再生ボランティア活動審査委員会設置要領

平成24年12月4日制定

平成25年11月11日改訂

平成26年11月21日改訂

〔名称〕

第1条 委員会の名称は、海岸防災林再生ボランティア活動審査委員会（以下「委員会」という。）とする。

〔目的及び設置〕

第2条 委員会においては、平成22年1月25日付け21林国業第143号「協定締結による国民参加の森林づくりについて」に基づき東日本大震災により被災した海岸防災林（国有林）の森林整備活動等を実施しようとする民間団体について、活動内容や実施体制等を確認し、その適否について審査し、森林管理局長に提言することにより、民間団体と連携した海岸防災林の再生を円滑に実施することを目的とする。

〔審議事項〕

第3条 委員会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について審議を行うものとする。

- (1)実施主体の資格要件の適否
- (2)活動内容(植栽樹種、苗木、作業方法)の適合性
- (3)活動内容(植栽樹種、苗木、作業方法)の改善に向けた助言
- (4)その他ボランティア活動による海岸防災林（国有林）の森林整備に関する事項

〔構成〕

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1)別紙の専門分野の委員を持って構成する。
- (2)委員は6名以内とし、任期は3年以内とする。再選は妨げない。

〔運営〕

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1)委員会に座長を置く。座長は委員の互選による。
- (2)委員会は、座長が必要と認めたときに開催する。
- (3)座長は、委員会の議事を統括する。

〔その他〕

第6条

- (1)委員会の事務は、主に東北森林管理局森林整備部技術普及課において処理する。
- (2)この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。
- (3)委員会の委員は、森林管理局長が委嘱する。

別紙

海岸防災林再生ボランティア活動審査委員会の構成

専門分野（職 名）
学識経験者（林野庁「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」委員）
学識経験者（宮城県緑化推進委員会 常務理事）
行政（宮城県 農林水産部 森林整備課長）
行政（活動対象地の所在市町村の海岸防災林関係業務の職にある者）
（オブザーバー） 関係森林管理署長